職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定に ついて

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 12 月 22 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提案理由

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 79 号)による国家 公務員の退職手当制度に準じ、退職手当の額の支給水準を引き下げる改正を行う必要が 生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附則第 10 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に、「104 分の 87」を「104 分の 83.7」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年羽曳野市条例第 17号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

第3条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成21年羽曳野市条例第 1号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に、「104 分の 87」を「104 分の 83.7」に改める。

第4条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成27年羽曳野市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に、「104 分の 87」を「104 分の 83.7」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新

第1条関係

職員の退職手当に関する条例

附則

1~4 省略

5 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和59 年羽曳野市条例第17号。以下「昭和59 年改正条例」という。)附則第2項、第4項、第7項又は第8項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項」とする。

6~9 省略

(平成 24 年度における給与制度改革の経過措置)

10 職員が給与制度改革対象職員(職員であつ て、平成24年度における給与制度改革の実施 のための関係条例の整備に関する条例(平成24 年羽曳野市条例第 14 号。以下「給与制度改革 条例」という。)第2条の規定による改正後の 一般職の職員の給与に関する条例附則第 17 項 の規定によりその者の給料月額の減額改定が 行われた者をいう。)として退職した場合にお いて、その者が給与制度改革条例の施行の日 の前日に現に退職した理由と同一の理由によ り退職したものとし、かつ、その者の同日ま での勤続期間及び同日における給料月額を基 礎として、給与制度改革条例第 1 条の規定に よる改正前の職員の退職手当に関する条例第2 条の4から第5条の3まで、第6条から第6 条の3まで及び第6条の5並びに附則第5項 から第7項まで、昭和59年改正条例附則第2 項から第6項まで、職員の退職手当に関する 条例の一部を改正する条例(平成 15 年羽曳野 市条例第 33 号。以下「平成 15 年改正条例」 という。) 附則第 12 項の規定により計算した 額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつ

第1条関係

職員の退職手当に関する条例

附則

1~4 省略

5 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和59 年羽曳野市条例第17号。以下「昭和59 年改正条例」という。)附則第2項、第4項、第7項又は第8項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項」とする。

旧

6~9 省略

(平成 24 年度における給与制度改革の経過措置)

10 職員が給与制度改革対象職員(職員であつ て、平成24年度における給与制度改革の実施 のための関係条例の整備に関する条例(平成24 年羽曳野市条例第 14 号。以下「給与制度改革 条例」という。)第2条の規定による改正後の 一般職の職員の給与に関する条例附則第 17 項 の規定によりその者の給料月額の減額改定が 行われた者をいう。)として退職した場合にお いて、その者が給与制度改革条例の施行の日 の前日に現に退職した理由と同一の理由によ り退職したものとし、かつ、その者の同日ま での勤続期間及び同日における給料月額を基 礎として、給与制度改革条例第 1 条の規定に よる改正前の職員の退職手当に関する条例第2 条の4から第5条の3まで、第6条から第6 条の3まで及び第6条の5並びに附則第5項 から第7項まで、昭和59年改正条例附則第2 項から第6項まで、職員の退職手当に関する 条例の一部を改正する条例(平成 15 年羽曳野 市条例第 33 号。以下「平成 15 年改正条例」 という。) 附則第 12 項の規定により計算した 額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつ

て、傷病若しくは死亡によらずにその者の都 合により又は公務によらない傷病により退職 したものにあつては、その者が給与制度改革 条例第 1 条の規定による改正前の職員の退職 手当に関する条例第 5 条の規定に該当する退 職をしたものとみなし、かつ、その者の当該 勤続期間を 35 年として給与制度改革条例第 1 条の規定による改正前の職員の退職手当に関 する条例附則第 5 項の規定の例により計算し て得られる額) にそれぞれ 100 分の 83.7(当該 勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷 病又は死亡によらずにその者の都合により退 職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公 務によらない傷病により退職したものを除 く。) にあつては、104 分の 83.7) を乗じて得 た額及び第6条の4の規定により計算した額 の合計額が、職員の退職手当に関する条例の 一部を改正する条例(平成 21 年羽曳野市条例 第 1 号。以下「平成 21 年改正条例」とい う。)による改正前の職員の退職手当に関する 条例第3条から第5条の2まで、第6条及び 附則第5項から第7項まで、平成21年改正条 例附則第7項の規定による改正前の昭和59年 改正条例附則第2項から第6項まで、平成21 年改正条例附則第8項の規定による改正前の 平成 15 年改正条例附則第 12 項の規定により 計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の 者であつて、傷病若しくは死亡によらずにそ の者の都合により又は公務によらない傷病に より退職したものにあつては、その者が平成 21 年改正条例による改正前の職員の退職手当 に関する条例第 5 条の規定に該当する退職を したものとみなし、かつ、その者の当該勤続 期間を 35 年として平成 21 年改正条例による 改正前の職員の退職手当に関する条例附則第5 項の規定の例により計算して得られる額)にそ れぞれ 100 分の 83.7(当該勤続期間が 20 年以 上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらず にその者の都合により退職したもの及び37年 以上 42 年以下の者で公務によらない傷病によ り退職したものを除く。)にあつては、104分 の83.7)を乗じて得た額又は職員の退職手当に 関する条例第2条の4から第5条の3まで及 び第6条から第6条の5まで並びに附則第5

て、傷病若しくは死亡によらずにその者の都 合により又は公務によらない傷病により退職 したものにあつては、その者が給与制度改革 条例第 1 条の規定による改正前の職員の退職 手当に関する条例第 5 条の規定に該当する退 職をしたものとみなし、かつ、その者の当該 勤続期間を 35 年として給与制度改革条例第 1 条の規定による改正前の職員の退職手当に関 する条例附則第 5 項の規定の例により計算し て得られる額) にそれぞれ 100 分の 87(当該勤 続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病 又は死亡によらずにその者の都合により退職 したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務 によらない傷病により退職したものを除く。) にあつては、104分の87)を乗じて得た額及び 第6条の4の規定により計算した額の合計額 が、職員の退職手当に関する条例の一部を改 正する条例(平成 21 年羽曳野市条例第 1 号。 以下「平成 21 年改正条例」という。)による 改正前の職員の退職手当に関する条例第3条 から第5条の2まで、第6条及び附則第5項 から第7項まで、平成21年改正条例附則第7 項の規定による改正前の昭和 59 年改正条例附 則第2項から第6項まで、平成21年改正条例 附則第8項の規定による改正前の平成15年改 正条例附則第 12 項の規定により計算した額 (当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であつ て、傷病若しくは死亡によらずにその者の都 合により又は公務によらない傷病により退職 したものにあつては、その者が平成21年改正 条例による改正前の職員の退職手当に関する 条例第 5 条の規定に該当する退職をしたもの とみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として平成21年改正条例による改正前の職 員の退職手当に関する条例附則第 5 項の規定 の例により計算して得られる額) にそれぞれ 100 分の 87(当該勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者 の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職 したものを除く。)にあつては、104分の87) を乗じて得た額又は職員の退職手当に関する 条例第2条の4から第5条の3まで及び第6 条から第6条の5まで並びに附則第5項から

項から第7項まで、昭和59年改正条例附則第2項から第6項まで、平成15年改正条例附則第12項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その最も多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

以下省略

第2条関係

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例(昭和59年羽曳野市条例第17号)

附則

- 1 省略
- 2 この条例の施行日(以下「施行日」という。) に在職する職員(施行日に改正後の職員の退職 手当に関する条例(以下「新条例」という。) 第8条第1項に規定する公庫等職員(以下「指 定法人職員」という。)として在職する者のう ち、施行日前に職員から引き続いて指定法人 職員となつた者又は施行日に職員以外の地方 公務員等として在職する者で、指定法人職員 又は職員以外の地方公務員等として在職した 後引き続いて職員となつたものを含む。以下 同じ。)のうち、施行日以後に新条例第3条か ら第5条までの規定に該当する退職をし、か つ、その勤続期間が35年以下である者に対す る退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3 条から第5条の3までの規定により計算した 額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額と する。

以下省略

第3条関係

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例(平成21年羽曳野市条例第1号)

附則

1 省略

(経過措置)

2 職員が新制度適用職員(職員であって、その

第7項まで、昭和59年改正条例附則第2項から第6項まで、平成15年改正条例附則第12項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その最も多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

以下省略

第2条関係

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例(昭和59年羽曳野市条例第17号)

附則

- 1 省略
- 2 この条例の施行日(以下「施行日」という。) に在職する職員(施行日に改正後の職員の退職 手当に関する条例(以下「新条例」という。) 第8条第1項に規定する公庫等職員(以下「指 定法人職員」という。)として在職する者のう ち、施行日前に職員から引き続いて指定法人 職員となった者又は施行日に職員以外の地方 公務員等として在職する者で、指定法人職員 又は職員以外の地方公務員等として在職した 後引き続いて職員となつたものを含む。以下 同じ。)のうち、施行日以後に新条例第3条か ら第5条までの規定に該当する退職をし、か つ、その勤続期間が35年以下である者に対す る退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3 条から第5条の3までの規定により計算した 額にそれぞれ 100 分の 87 を乗じて得た額とす る。

以下省略

第3条関係

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例(平成21年羽曳野市条例第1号)

附則

1 省略

(経過措置)

2 職員が新制度適用職員(職員であって、その

者がこの条例の施行の日(以下「施行日」とい う。)以後に退職することによりこの条例によ る改正後の職員の退職手当に関する条例(以下 「新条例」という。)の規定による退職手当の 支給を受けることとなる者をいう。以下同 じ。)として退職した場合において、その者が 施行日の前日に現に退職した理由と同一の理 由により退職したものとし、かつ、その者の 同日までの勤続期間及び同日における給料月 額を基礎として、この条例による改正前の職 員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」と いう。) 第3条から第5条の2まで、第6条及 び附則第5項から第7項まで、附則第7項の 規定による改正前の職員の退職手当に関する 条例の一部を改正する条例(昭和 59 年羽曳野 市条例第 17 号。以下「昭和 59 年改正条例」 という。) 附則第2項から第6項まで、附則第 8項の規定による改正前の職員の退職手当に関 する条例の一部を改正する条例(平成 15 年羽 曳野市条例第 33 号。以下「平成 15 年改正条 例」という。) 附則第 12 項の規定により計算 した額(当該勤続期間が43年又は44年の者で あって、傷病若しくは死亡によらずにその者 の都合により又は公務によらない傷病により 退職したものにあっては、その者が旧条例第5 条の規定に該当する退職をしたものとみな し、かつ、その者の当該勤続期間を35年とし て旧条例附則第 5 項の規定の例により計算し て得られる額) にそれぞれ 100 分の 83.7(当該 勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷 病又は死亡によらずにその者の都合により退 職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公 務によらない傷病により退職したものを除 く。)にあっては、104 分の 83.7)を乗じて得 た額が、職員の退職手当に関する条例第 2 条 の 4 から第 5 条の 3 まで及び第 6 条から第 6 条の5まで並びに附則第5項から第7項ま で、昭和59年改正条例附則第2項から第6項 まで、平成 15 年改正条例附則第 12 項の規定 により計算した退職手当の額よりも多いとき は、これらの規定にかかわらず、その多い額 をもってその者に支給すべきこれらの規定に よる退職手当の額とする。

者がこの条例の施行の日(以下「施行日」とい う。)以後に退職することによりこの条例によ る改正後の職員の退職手当に関する条例(以下 「新条例」という。)の規定による退職手当の 支給を受けることとなる者をいう。以下同 じ。)として退職した場合において、その者が 施行日の前日に現に退職した理由と同一の理 由により退職したものとし、かつ、その者の 同日までの勤続期間及び同日における給料月 額を基礎として、この条例による改正前の職 員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」と いう。) 第3条から第5条の2まで、第6条及 び附則第5項から第7項まで、附則第7項の 規定による改正前の職員の退職手当に関する 条例の一部を改正する条例(昭和 59 年羽曳野 市条例第 17 号。以下「昭和 59 年改正条例」 という。) 附則第2項から第6項まで、附則第 8 項の規定による改正前の職員の退職手当に関 する条例の一部を改正する条例(平成 15 年羽 曳野市条例第 33 号。以下「平成 15 年改正条 例」という。) 附則第 12 項の規定により計算 した額(当該勤続期間が43年又は44年の者で あって、傷病若しくは死亡によらずにその者 の都合により又は公務によらない傷病により 退職したものにあっては、その者が旧条例第5 条の規定に該当する退職をしたものとみな し、かつ、その者の当該勤続期間を35年とし て旧条例附則第 5 項の規定の例により計算し て得られる額) にそれぞれ 100 分の 87(当該勤 続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病 又は死亡によらずにその者の都合により退職 したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務 によらない傷病により退職したものを除く。) にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、 職員の退職手当に関する条例第2条の4から 第5条の3まで及び第6条から第6条の5ま で並びに附則第5項から第7項まで、昭和59 年改正条例附則第2項から第6項まで、平成 15年改正条例附則第12項の規定により計算し た退職手当の額よりも多いときは、これらの 規定にかかわらず、その多い額をもってその 者に支給すべきこれらの規定による退職手当 の額とする。

以下省略

以下省略

第4条関係

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例(平成27年羽曳野市条例第4号)

附則

1 省略

(経過措置)

2 職員がこの条例の施行の日(以下「施行日」 という。)以後に退職することによりこの条例 による改正後の職員の退職手当に関する条例 (以下「新条例」という。)の規定による退職 手当の支給を受けることとなるものとして退 職した場合において、その者が施行日の前日 に現に退職した理由と同一の理由により退職 したものとし、かつ、その者の同日までの勤 続期間及び同日における給料月額を基礎とし て、この条例による改正前の職員の退職手当 に関する条例第2条の4から第5条の3ま で、第6条から第6条の5まで及び附則第5 項から第7項まで、職員の退職手当に関する 条例の一部を改正する条例(昭和 59 年羽曳野 市条例第 17 号。以下「昭和 59 年改正条例」 という。)附則第2項、第3項及び第6項並び に職員の退職手当に関する条例の一部を改正 する条例(平成 15 年羽曳野市条例第 33 号。以 下「平成 15 年改正条例」という。) 附則第 12 項の規定により計算した額が、職員の退職手 当に関する条例の一部を改正する条例(平成21 年羽曳野市条例第1号。以下「平成21年改正 条例」という。)の施行の日の前日に現に退職 した理由と同一の理由により退職したものと し、かつ、その者の同日までの勤続期間及び 同日における給料月額を基礎として、平成 21 年改正条例による改正前の職員の退職手当に 関する条例第3条から第5条の2まで、第6 条及び附則第5項から第7項まで、平成21年 改正条例附則第7項の規定による改正前の昭 和59年改正条例附則第2項から第6項まで並 びに平成21年改正条例附則第8項の規定によ る改正前の平成 15 年改正条例附則第 12 項の 規定により計算した額(当該勤続期間が 43 年 又は 44 年の者であつて、傷病若しくは死亡に

第4条関係

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例(平成27年羽曳野市条例第4号)

附則

1 省略

(経過措置)

2 職員がこの条例の施行の日(以下「施行日」 という。)以後に退職することによりこの条例 による改正後の職員の退職手当に関する条例 (以下「新条例」という。)の規定による退職 手当の支給を受けることとなるものとして退 職した場合において、その者が施行日の前日 に現に退職した理由と同一の理由により退職 したものとし、かつ、その者の同日までの勤 続期間及び同日における給料月額を基礎とし て、この条例による改正前の職員の退職手当 に関する条例第2条の4から第5条の3ま で、第6条から第6条の5まで及び附則第5 項から第7項まで、職員の退職手当に関する 条例の一部を改正する条例(昭和 59 年羽曳野 市条例第 17 号。以下「昭和 59 年改正条例」 という。)附則第2項、第3項及び第6項並び に職員の退職手当に関する条例の一部を改正 する条例(平成 15 年羽曳野市条例第 33 号。以 下「平成 15 年改正条例」という。) 附則第 12 項の規定により計算した額が、職員の退職手 当に関する条例の一部を改正する条例(平成21 年羽曳野市条例第1号。以下「平成21年改正 条例」という。)の施行の日の前日に現に退職 した理由と同一の理由により退職したものと し、かつ、その者の同日までの勤続期間及び 同日における給料月額を基礎として、平成 21 年改正条例による改正前の職員の退職手当に 関する条例第3条から第5条の2まで、第6 条及び附則第5項から第7項まで、平成21年 改正条例附則第 7 項の規定による改正前の昭 和 59 年改正条例附則第2項から第6項まで並 びに平成 21 年改正条例附則第8項の規定によ る改正前の平成 15 年改正条例附則第 12 項の 規定により計算した額(当該勤続期間が 43 年 又は 44 年の者であつて、傷病若しくは死亡に

よらずにその者の都合により又は公務によら ない傷病により退職したものにあつては、そ の者が平成 21 年改正条例による改正前の職員 の退職手当に関する条例第 5 条の規定に該当 する退職をしたものとみなし、かつ、その者 の当該勤続期間を 35 年として平成 21 年改正 条例による改正前の職員の退職手当に関する 条例附則第 5 項の規定の例により計算して得 られる額) にそれぞれ 100 分の 83.7(当該勤続 期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病又 は死亡によらずにその者の都合により退職し たもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務に よらない傷病により退職したものを除く。)に あっては、104 分の 83.7)を乗じて得た額又は 新条例第2条の4から第5条の3まで、第6 条から第6条の5まで及び附則第5項から第7 項まで、昭和59年改正条例附則第2項、第3 項及び第6項並びに平成15年改正条例附則第 12 項の規定により計算した退職手当の額より も多いときは、これらの規定にかかわらず、 その最も多い額をもってその者に支給すべき これらの規定による退職手当の額とする。

よらずにその者の都合により又は公務によら ない傷病により退職したものにあつては、そ の者が平成 21 年改正条例による改正前の職員 の退職手当に関する条例第 5 条の規定に該当 する退職をしたものとみなし、かつ、その者 の当該勤続期間を 35 年として平成 21 年改正 条例による改正前の職員の退職手当に関する 条例附則第 5 項の規定の例により計算して得 られる額) にそれぞれ 100 分の 87(当該勤続期 間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病又は 死亡によらずにその者の都合により退職した もの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によ らない傷病により退職したものを除く。)に あっては、104分の87)を乗じて得た額又は新 条例第2条の4から第5条の3まで、第6条 から第6条の5まで及び附則第5項から第7 項まで、昭和59年改正条例附則第2項、第3 項及び第6項並びに平成15年改正条例附則第 12 項の規定により計算した退職手当の額より も多いときは、これらの規定にかかわらず、 その最も多い額をもってその者に支給すべき これらの規定による退職手当の額とする。